

令和8年度 沖縄県架け橋期コーディネーター等派遣事業実施要項

令和8年3月19日

沖縄県教育庁義務教育課

1 目的

沖縄県幼児教育施策に掲げる「幼児教育の質の向上」「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進」を図るため、架け橋期コーディネーター・登録制アドバイザー等・指導主事（以下、「派遣者」という。）が、市町村行政機関等や幼児教育保育施設及び小学校（以下、「対象施設」という。）からの派遣依頼に応じた研修会支援及び訪問支援を実施し、市町村支援の充実を図る。

2 事業内容

(1) 研修会支援

○派遣者が、市町村・教育事務所主催の研修会において講話を行う。

○複数回の申込可能。

	内容		派遣者
【研修1】 幼児教育の質の向上について	(共通) ・架け橋期プログラム	・「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」に基づいた保育・教育に関すること	・県架け橋期コーディネーター ・幼小接続アドバイザー
【研修2】 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について	及び架け橋期のカリキュラムに関すること	・幼児期の学びをつなぐ授業改善に関すること	・指導主事 ・架け橋期コーディネーター ・幼小接続アドバイザー

(2) 訪問支援

○派遣者が、依頼のあった対象施設を訪問し、保育参観（授業参観）を踏まえて、支援（指導・助言等）を行う。（オンライン相談のみ可）

○複数回の申込可能。

	内容		派遣者
【幼児教育 保育施設】	(共通) ・架け橋期プログラム 及び架け橋期のカリキュラムに関すること	・乳幼児理解、環境構成、保育者の援助、指導計画等に関すること	県架け橋期コーディネーター ※相談内容によっては登録制アドバイザーを派遣
【公立 小学校】		・幼児期の学びをつなぐ授業改善に関すること	指導主事 ※相談内容によっては登録制アドバイザーを派遣

3 対象

(1) 研修会支援

教育事務所や市町村主催の研修会等

(2) 訪問支援

・幼児教育保育施設	幼稚園（公立・私立）、認定こども園（公立・私立） 保育所・保育園（認可外も含む） 地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
・公立小学校	

4 実施期間又は期日

(1) 研修会支援

【研修1】令和8年5月1日（金）～令和9年2月26日（金）

【研修2】令和8年5月1日（金）～令和9年2月12日（金）（※日程調整の上、決定）

(2) 訪問支援

【幼児教育保育施設】令和8年5月1日（金）～令和9年2月26日（金）

【公立小学校】令和8年5月1日（金）～令和9年2月12日（金）（※日程調整の上、決定）

※本事業については、月～金曜日（祝日の除く）の9：00～17：00内を原則とする。

※登録制アドバイザーについては、2時間以内の派遣とする。

5 申込及び決定通知等について

	(1) 研修会支援	(2) 訪問支援
依頼書様式 ※PDF化せず提出	【研修1】⇒様式1 【研修2】⇒様式2	【幼児教育保育施設】⇒様式3 【公立小学校】⇒様式4 ※実施後は、「報告書」を提出⇒様式5
申込受付	年度途中での申込は要相談 複数回の申込が可能	令和8年12月中旬まで随時受付 複数回申込が可能
提出期限	令和8年1月16日（金）	
提出ルート	市町村（教育委員会又は保育 主管部局） ⇒義務教育課（幼児教育班）	各施設（小学校） ⇒市町村（教育委員会又は保育主管部局） ⇒義務教育課（幼児教育班）
仮決定通知	令和8年2月6日（金）	

6 その他

(1) (2)「訪問支援」当日は、対象施設の実態把握及び支援の内容や方向性等を共有するため、市町村担当者（代理可）の同行を求める。

(2) 登録制アドバイザー等（架け橋期コーディネーター、特別支援教育アドバイザー）の離島派遣については、義務教育課担当と要相談とする。